

〔 平 25.10.24  
際 D 1 - 1 〕

# 税制調査会（国際課税 D G ①）

〔国際課税の考え方と BEPS〕

平成 25 年 10 月 24 日（木）

政府税制調査会委員

岡村 忠生

# 国際課税の考え方と BEPS

岡村 忠生

## 【国際課税の考え方】

- ・ 課税管轄権

  - 居住地課税権と源泉地課税権

    - 居住者・・・全世界所得

    - 非居住者・・・国内源泉所得

### 前提

  - 居住者と非居住者が区別できる。

    - さらに、「者」とそうでないものが判別できる。

  - 所得の源泉地が決定できる。

    - ソース・ルール

いずれも国家間で一致しない可能性

二重課税または二重非課税

- ・ 国際的二重課税とその排除

  - 居住地課税権と源泉地課税権の衝突により、二重課税が必ず生じる。

### 二重課税の排除

    - 居住地国が課税権を放棄（国内法による一方的放棄）

      - 外国税額控除

        - 全世界所得課税

        - ソース・ルールによる限度額計算

        - 資本輸出中立性

      - 国外所得免除

        - Territorial System

        - ソース・ルールによる国外所得の判断

        - 資本輸入中立性

    - 源泉地国が課税権を放棄または制限（条約による相互主義）

- ・ 帰属所得主義と全所得主義

源泉地課税権の行使のあり方をめぐる違い。

概念の理解は論者により差異

帰属所得主義

ヨーロッパ大陸の考え方

国内に P E（恒久的施設）が設けられたときに課税を開始

P E を居住者のように考え、P E に帰属する所得に総合課税

帰属所得主義はソース・ルールを知らない。

今日の帰属所得主義

国内源泉所得のうち P E に帰属するものを総合課税

全所得主義

米国の考え方

国内源泉所得の全てを、総合課税の対象とする。

Force of Attraction

ソース・ルールには、P E や帰属の概念を用いない。

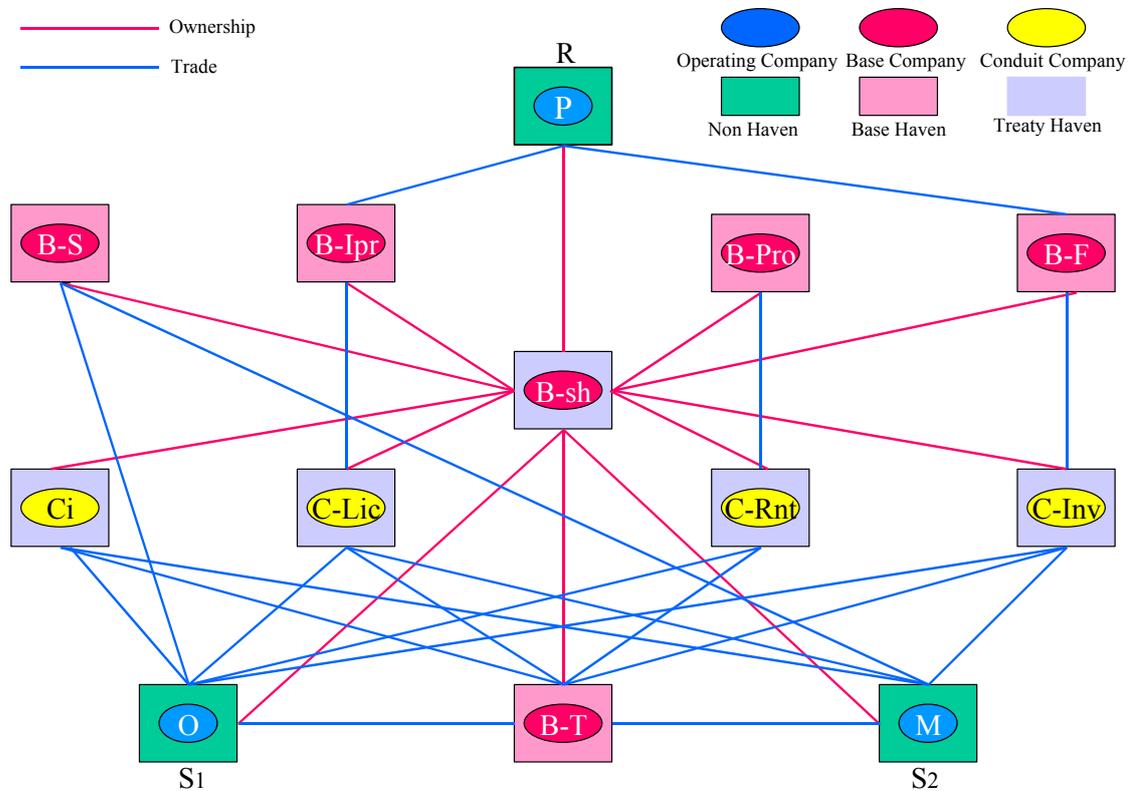
権原移転ルール（Title Passage Rule）

今日の米国

Effectively Connected Income (1966)

Office Source Rule (1986)

・ 古典的な国際的租税回避とその防止



1. 導管法人を利用した条約の濫用による源泉徴収税の回避  
条約による対処
2. 事業法人からの利益の絞り出しによる源泉地国課税の回避  
移転価格税制、過少資本税制
3. 基地会社での利益留保による居住地国課税の繰延べ  
タックス・ヘイブン対策税制

今日における変容

ハイブリッド・ミスマッチ

IP

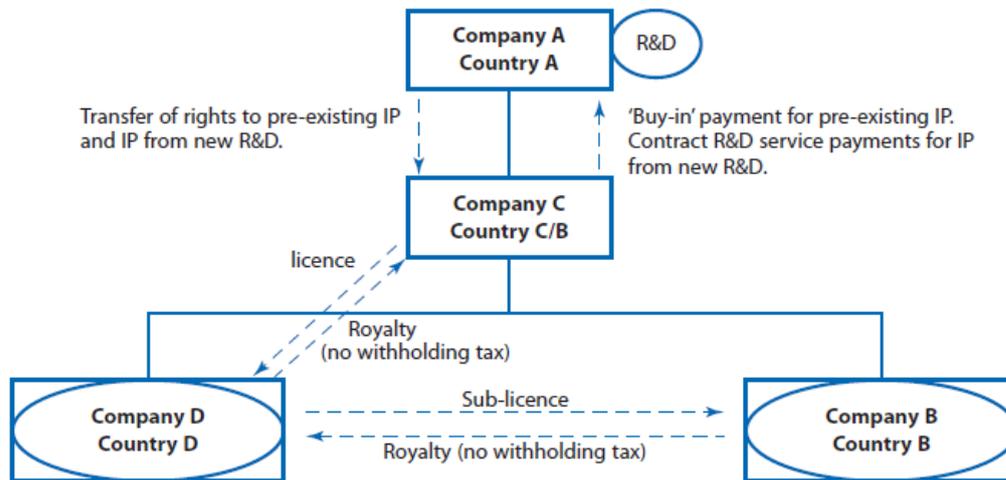
インバージョン

免除方式への移行（全世界所得課税の後退）

源泉地課税権の縮小

優遇措置

## 【BEPS について】



Source: OECD.

- ・ ハイブリッド・ミスマッチの否認（行動2）
- ・ CFCルールの強化（行動3）
- ・ 条約濫用の防止（行動6）
- ・ 無形資産に対する移転価格課税（行動8）